

京 都 大 学 施 設 整 備 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 施設担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) 研究科長 5名</p> <p>(3) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(4) 国際高等教育院長、情報環境機構長及び図書館機構長</p> <p>(5) 施設部長</p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第5条 委員会に必要なに応じて専門委員会を置くことができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>前5項</u>に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この規程は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p><u>2</u> <u>第2条第1項第2号、第3号及び第6号の委員は、当分の間、本部構内、吉田南構内、北部構内、医学部・病院及び薬学部構内、宇治構内並びに桂構内にある研究科等からそれぞれ1名以上の委員が選出されることとなるよう委嘱するものとする。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>2・3</p> <p>第5条</p> <p>2～5 (同 左)</p> <p>6 <u>前各項</u>に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和4年10月1日から施行する。</p>